

審議案件に関する概要

令和2年12月17日第一部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	令和2年4月30日
担当部署	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	コメリハードアンドグリーン余市店 余市郡余市町黒川町654-7	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1	
(3)新設日	令和3年1月1日	
(4)店舗面積の合計	4,029㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	86台
	駐輪場の収容台数	8台
	荷さばき施設の面積	105㎡
	廃棄物保管施設の容量	19m ³
(6)施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	午前6時30分から午後9時30分
	駐車場の利用時間帯	午前6時00分から午後10時00分
	駐車場の出入口数	2箇所（出入口2箇所） P.6、図面3 建物配置図及び1階平面図のと おり
	荷さばき時間帯	午前6時00分から午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 198 台 > 設置台数 86 台			
	従業員駐車場等の整備	別途店舗敷地内に確保する。			
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	8 台	<ul style="list-style-type: none"> ・同規模他店舗の運用実績から想定される駐輪需用に対し、必要な駐輪台数を確保する。 ・自動二輪車で来客は少なく、計画駐車場で対応することが可能と考える。 		
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式			
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入ドライバーには入出庫の際の安全確認を行うよう指導する。 ・適切な運行計画とし、特定時間帯に集中しないよう配慮する。 			
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・見通しの良い駐車場配置、停止線等の路面標示及び看板設置により、場内における歩行者の安全を確保する。 			
	冬期間の駐車場内の除排雪	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪が生じた場合には除雪に努め、駐車場の一部を堆雪スペースとして活用する。 ・出入口については、車両からの見通しが確保できるよう配慮する。 ・深夜早朝の除排雪作業は近隣生活環境に配慮し実施しない。 			
その他配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン時等、繁忙が予想される場合には交通整理員等の配置を適宜検討する。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		A	55dB	44dB	○
		B	55dB	45dB	○
		C	55dB	52dB	○
		D	55dB	55dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		A	45dB	-9dB	○
		B	45dB	-10dB	○
		C	45dB	-5dB	○
	D	45dB	31dB	○	

(2)騒音発生への配慮	夜間の音源ごとの最大値の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		P 1	40dB	31dB	○
	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> 従業員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行を行うよう指導する。 			
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 			
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内に安全走行やアイドリングストップを呼びかける看板を設置する。 付帯設備は低騒音型を選定し、必要最小限の稼働とする。 			
	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 営業終了後は、駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、車両の進入による騒音公害が発生しないよう配慮する。 			
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 騒音問題が発生した際には、迅速に適切な対応を図る。 			
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 18.86m ³ < 設置容量 19.01m ³			
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物保管施設は屋内設置とし、廃棄物の飛散防止に配慮する。 			
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の分別や回収作業の迅速化を図る。 			
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な商品仕入れや商品管理を行い、廃棄物の発生量の抑制に努める。 商品搬入業者に納入容器の減量化を促す。 家電リサイクル法に基づき、使用済みの家電製品は、引取り・収集・運搬を適切に行う。 			
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 加工場や保管施設の定期的な清掃等により臭気の発生を抑制する。 			
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 梱包資材の削減に努め、廃棄物の減量化を図る。 			

(4)街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・建物に設置する看板及び広告塔は、屋外広告物条例等を遵守したものとする。 ・敷地内及びその周辺の清掃・美化に努める。
(5)防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な協力要請等があれば、可能な限り協力する。
(6)防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・未成年のみでの深夜時間帯の来店に対しては、店内放送及び掲示等で注意を促す。
(7)関係行政機関との協議状況	公安委員会（警察）	協議済み（北海道警本部交通規制課、北海道札幌方面余市警察署交通課）
	道路管理者	協議済み（北海道後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所）
	地元市町村	協議済み（余市町商工観光課）
	その他関係機関	なし

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道（後志総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見を述べる必要がないものとする。
